

国内経済要録

◇銀行の決算報告資料等改正に関する大蔵省通達

大蔵省では銀行の決算経理の内容を的確に把握するため、銀行の決算報告資料である損益状況表様式を次のとおり改正するとともに現行の経常収支率指導を廃止することとし、9月28日各銀行代表者あて通達した。

- (1) 経常収支の概念を一般企業の営業収支に近づけ、一部科目について経常収支と臨時収支の区分変更等所要の改正を行なうとともに、様式全般にわたり整備。
- (2) 諸準備金(退職給与引当金を除く)の繰入れ、れい入について現行両建計理を純繰入れベースに改正したほか、損失金のうち社会保険料(物件費から人件費へ)等一部の計理科目を変更。
- (3) 人件費、物件費および税金の内訳を追加。

◇信用組合に関する大蔵省の基本通達

大蔵省では、信用組合に対する指導監督の強化を図るため、従来の通達に新たに次の内容を追加した「信用組合基本通達」を定め、8月31日各都道府県知事あて通達した。

- (1) 指導の基本的態度……組合員の相互扶助という信組本来の性格に沿い中小企業金融分野で十分機能を発揮させることを目的とする。員外預貸金、限度超過貸出等の是正、資金コストの引下げに努めさせ、預金者保護に万全を期し、いやしくも経営破たん等の事態に陥って金融機関全体の信用を失墜させることのないよう指導する。
- (2) 大蔵省との連携強化……金融行政の総合的一貫性確保の見地から財務局と都道府県との連携を一段と強化、とくに設立、地区拡張、店舗増設等については必ず大蔵省(財務局)との事前協議を行なうこととする。
- (3) 法令遵守の指導……最近の信組業務には法令・定款・業務方法書違反事例が多く見受けられるので、違反事実のある場合には整理計画を徴するなどによりすみやかに是正させる。
- (4) 検査の充実……検査項目、重点事項、手順等を具体的に定め、検査の充実を図るとともに検査を通じて不当事実の矯正、経営内容の改善指導を徹底する。さらに各地財務局長は都道府県の検査能力強化のため適切な援助指導を行なう。

◇株式信用取引規制措置の一部緩和

東京・大阪・名古屋3証券取引所は10月16日、最近の株価の動きにかんがみ第1部上場の一部銘柄(東京67、大阪65、名古屋49)について信用取引委託保証金率を現行の50%から40%に引き下げを決定した(新規売買分は10月17日以降、既存のものは10月21日繰延べ分からそれぞれ実施)。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

買取手形期間	割引率						
	変更前	9月28日以降	10月4日以降	10月9日以降	10月11日以降	10月14日以降	10月17日以降
60日以内	%	%	%	5.375	%	%	%
61日以上	5.25	5.25	5.25	5.25	5.375	5.375	5.5
120日以内							
121日以上	5.125				5.25		

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、米ドル建輸入ユーザンス金利(3か月ものおよび4か月もの)の最高限度を次のとおり改訂した。

	改訂前	10月12日以降	10月18日以降
信用状つき	8.25%	8.375%	8.5%
信用状なし	8.5	8.625	8.75

◇米ドル建現地貸金利率等の改訂

本邦甲種外国為替公認銀行では、最近における米・英両国短期金利の低下およびフランスの為替管理撤廃等の事情にかんがみ、米ドル建現地貸金利率等を次のとおり改訂した。

○米ドル建現地貸金利率		
(改訂前)		(10月4日以降)
一般	8.125%以上	7.875%以上
優遇	7.875% "	7.625% "
○英ポンド建現地貸金利率		
(改訂前)		(9月23日以降)
	9.0%以上	8.5%以上

○英ポンド建リファイナンス金利

(改訂前) (10月9日以降)

一般	9.75 %以上	9.25 %以上
優遇	9.5 % "	9.0 % "

○英ポンド建自行ユーザンス金利(10月22日以降)

(信用状つき) (信用状なし)

一般	9.5 %以上	9.75 %以上
優遇	9.25 % "	9.5 % "

○フランス・フラン建自行ユーザンス金利(10月9日以降)

(信用状つき) (信用状なし)

一般	9.25 %以上	9.5 %以上
優遇	9.0 % "	9.25 % "